

# 愛知県主要農作物種子条例（案）

## （目的）

### 第1条

この条例は、主要農作物に係る農業生産力の増進にとって、奨励品種や伝統野菜等の生産が不可欠であることに鑑み、県が奨励品種や伝統野菜等の生産についての計画の策定、審査その他の措置を行うことにより、奨励品種や伝統野菜等の安定的な供給を図り、県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

## （定義）

### 第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主要農作物 稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。
- (2) ほ場審査 知事が、種子生産ほ場において、栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況などについて審査することをいう。
- (3) 生産物審査 知事が、種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況などについて審査することをいう。
- (4) 種子計画 奨励品種の種子の安定的な生産に関する計画のことをいう。
- (5) 奨励品種 県が特に品質を管理し、かつ、安定的な生産の確保を図る必要がある品種のことをいう。
- (6) 伝統野菜等 平成14年度から開始した「愛知の伝統野菜」振興の取組において選定されている伝統野菜及び将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種のうち知事が認めたものをいう。

## （奨励品種の指定）

### 第3条

知事は、主要農作物の種類ごとに、奨励品種を指定するものとする。

- 2 奨励品種は、県内の多様な地勢、気候等の自然的条件に対応したものでなければならない。

## （種子計画）

### 第4条

知事は、種子計画を策定するものとする。

- 2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 奨励品種の名称
- (2) 奨励品種ごとの作付面積
- (3) 奨励品種ごとの年間供給見込数量
- (4) 奨励品種ごとの年間主要見込数量

3 知事は、種子計画を策定するために必要があるときは、農業者団体その他の関係者に対して、資料の提供その他の必要な協力を求めることができる。

- 4 知事は、種子計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、種子計画の変更について準用する。

(指定種子生産団体の指定)

#### 第5条

知事は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる、と認められる団体を、指定種子生産団体として指定することができる。

2 前項の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 指定種子団体は、その名称その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

(指定種子生産団体の業務)

#### 第6条

指定種子生産団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 県の年間の種類別及び品種別の、主要農作物の種子の需給の見通しを把握し、知事に報告すること。

(2) 種子計画に基づく種子の生産及び供給を行うこと。

(3) 種子に係る残量処理、事故処理及び災害補償を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

#### 第7条

知事は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定種子生産団体に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 知事は、指定種子生産団体が前条各号に掲げる業務を、適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定種子生産団体に対し、その業務に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 知事は、指定種子生産団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(指定種子生産団体への情報の提供等)

#### 第8条

知事は、指定種子生産団体に対し、その業務の実施に関する必要な情報の提供又は指導若しくは助言をお行うものとする。

(指定種子生産ほ場の指定)

#### 第9条

知事は、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を、種子計画に基づき指定種子生産ほ場として指定することができる。

2 その経営するほ場についての前項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(審査)

#### 第10条

指定種子生産者は、その経営する指定種子生産ほ場についての、ほ場審査を受けなければならない。

2 指定種子生産者は、第4項の規定によりほ場審査の基準に適合する旨の通知を受けた指定種子生産ほ場において、生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

3 ほ場審査及び生物審査（以下この状において「審査」という。）は、指定種子生産者の請求によって行う。

4 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員に審査をさせ、その結果を当該指定種子生産者に対し通知するものとする。

5 審査の基準及び方法は、知事が定める。

6 第4項の規定により、審査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

（指定種子生産者への情報提供等）

#### 第11条

知事は、指定種子生産者に対して、主要農作物の奨励品種の種子の生産及び調整に関する必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うものとする。

（原種及び原原種の生産）

#### 第12条

知事は、主要農作物の原種ほおよび原原種ほの設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の奨励品種の種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保が図られるように、主要農作物の原種及び原原種の生産を行うものとする。

2 知事は、知事以外の者が経営するほ場において、主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。

3 第9条第2項の規定は、前項の指定について、前2条の規定は同行の指定原種ほ又は指定原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

（奨励品種を選定するための調査）

#### 第13条

知事は、県内に普及すべき主要農作物の奨励品種を選定するための調査を行うものとする。

（伝統野菜等の種子の生産等に係る支援）

#### 第14条

県は、伝統野菜等について、その生産を将来にわたって行うことができるようにするため、採種の技術その他の種子の安定的な生産のための必要な施策を講ずるとともに、品種の維持のための種子の保存に対する支援を行うものとする。

（財政上の措置）

#### 第15条

県は、主要農作物の奨励品種や伝統野菜等の生産及び安定的な供給に係る施策を推進するため、

いかなる財政状態であっても、必要な財政上の措置を必ず講ずるものとする。

(委任)

## 第16条

この条例に定めるもののほか、この条例に関して必要な事項は、知事が別に定める。

付則

(施行日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に知事より定められている計画であり、種子計画と同等の内容を有すると認められるものは、種子計画とみなす。